

事務連絡  
令和2年1月7日

各 検 疫 所 御中

健 康 局 結 核 感 染 症 課

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課  
検 疫 所 業 務 管 理 室

中華人民共和国湖北省武漢市における非定型肺炎の集団発生に係る注意喚起について

令和元年12月31日、武漢市衛生健康委員会（Wuhan Municipal Health Commission）から、武漢市における非定型肺炎の集団発生について発表がありました。

当該肺炎の原因については調査中であり、現時点では不確定な部分が多いことから、武漢市からの帰国者及び入国者で咳や発熱等の症状がある者に対し、別添のポスターを用いて自己申告の呼びかけをお願いします。

また、当該者についてマスクの着用及び医療機関への受診を勧奨していただくとともに、受診に当たっては武漢市の滞在歴を申告することについて伝達いただきますよう、お願いします。

なお、当該肺炎については、情報収集を継続中であり、新たな対応を行う場合には、別途お知らせします。また、全国の地方公共団体の衛生主管部局及び公益社団法人日本医師会に対して、本疾患に係る注意喚起について別添の事務連絡を発出している旨を申し添えます。

# 中華人民共和国湖北省武漢市において原因不明の肺炎が発生！

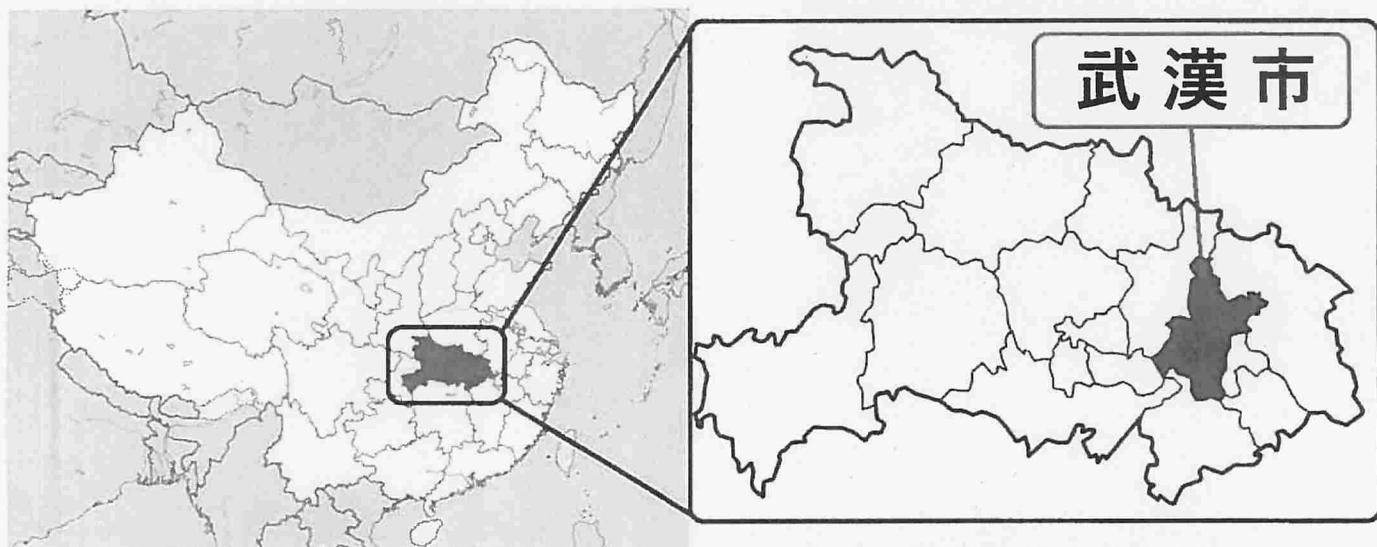
湖北省武汉市发生不明原因的肺炎！

Unexplained pneumonia has occurred in  
**Wuhan City, Hubei Province of China!**

武漢市から帰国された方で咳や発熱等の  
症状がある場合には、検疫官にお申し出  
ください。

如果您从武汉市返回和入境并出现咳嗽或发烧等症状，请检  
疫官主动申报。

If you come from Wuhan City with symptoms such as  
cough or fever, please contact the quarantine officer.



厚生労働省 検疫所

事務連絡  
令和2年1月17日

各検疫所御中

健康局結核感染症課

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課  
検疫所業務管理室

新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に係る注意喚起について

中華人民共和国湖北省武漢市で集団発生の報告があった非定型肺炎について、世界保健機関（WHO）は1月14日、当該肺炎患者の検体から新型コロナウイルスが検出されたと認定しました。

武漢市衛生健康委員会（Wuhan Municipal Health Commission）によると、武漢市において新型コロナウイルスに関連した肺炎であると診断された患者数は、1月15日時点で41例（うち退院が12例、重症が5例、死亡が2例）であり、患者の発症日は12月8日から1月2日までで、1月3日以降に新たな発症者は確認されていないとのことです。

こうしたなか、1月15日、日本国内で初めて、武漢市への滞在歴がある方1名に関し、新型コロナウイルスが陽性であったことが確認されました。

新型コロナウイルス関連肺炎に関するリスク等については現在調査中であり、現時点では不確定な部分が多いことから、水際対策を着実に実施するため、武漢市からの帰国者及び入国者で咳や発熱等の症状がある者に対し、別添のポスターを用いた自己申告の呼びかけを引き続きお願いします。

また、当該者に対してマスクの着用及び医療機関の受診を勧奨するとともに、医療機関の受診に当たっては武漢市の滞在歴を申告することについて伝達いただきますようお願いします。

【重要なお知らせ】

別添

## 中華人民共和国湖北省武漢市において 新型コロナウイルス関連肺炎が発生！

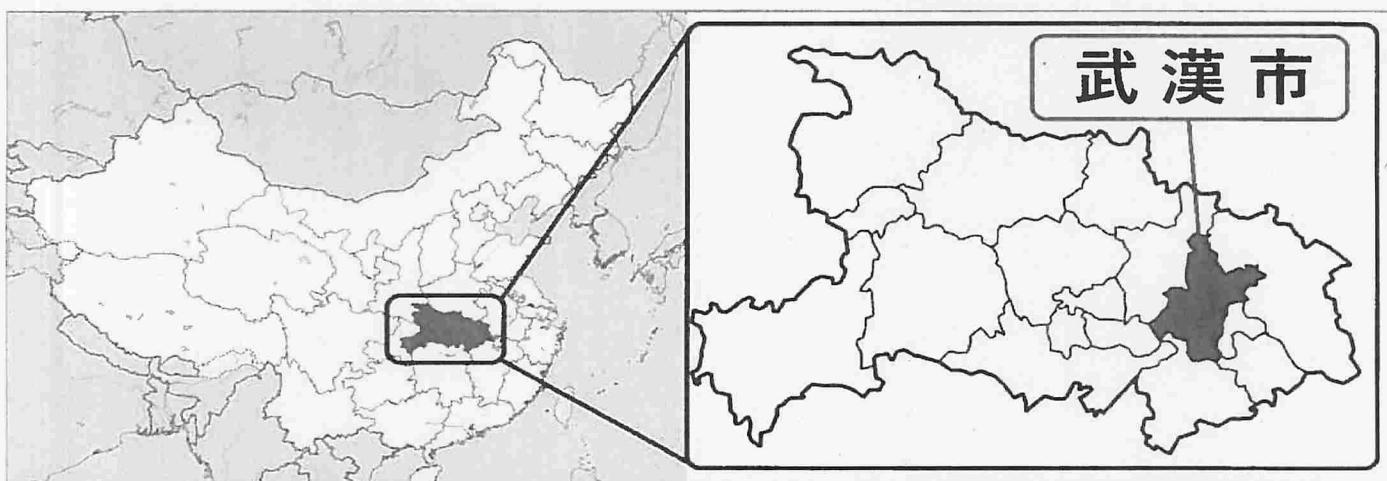
**武漢市**から帰国された方で **咳や発熱等**  
の症状がある場合や、**咳止め剤や解熱剤を服薬**  
している場合は、**検疫官**にお申し出ください。

**中国湖北省武汉市发生新型冠状病毒性肺炎！**

**从武汉市回国者和入境者，发生咳嗽或发烧等症状，  
服用止咳药或退烧药者，请立即向检疫人员申报。**

**Novel coronavirus pneumonia has occurred in  
Wuhan City, Hubei Province of China!**

If you come from **Wuhan City** with symptoms such as **cough or fever, or taking cough suppressants and/or antipyretics**, please contact the **quarantine officer**.



厚生労働省 検疫所

事務連絡  
令和2年1月23日

各検疫所 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

厚生労働省医薬・生活衛生局  
生活衛生・食品安全企画課  
検疫所業務管理室

新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に係る検疫対応について

新型コロナウイルスに関連した感染症については、中華人民共和国湖北省武漢市や日本国内における感染者の発生を受けて、検疫による水際対策を着実に実施するため、「新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に係る注意喚起について」（令和2年1月17日付け事務連絡）により、水際対策を着実に実施するため、武漢市からの帰国者及び入国者で咳や発熱等の症状がある者に対し、ポスターを用いて自己申告を呼びかけ、自己申告のあった者に対して、マスクの着用及び医療機関の受診を勧奨するとともに、医療機関を受診する際は、武漢市の滞在歴を申告することについて伝達していただいているところです。

本日未明、世界保健機関（WHO）は、今般の新型コロナウイルスに関して、緊急委員会を開催し、改めて、持続的なヒトからヒトへの感染が認められるとし、各国に感染拡大防止の注意喚起を求めているところです。

こうした状況を踏まえ、検疫による水際対策の一層の徹底に向けて、中国からの航空便を運航している航空会社に対して、以下の事項について依頼しているところです。

- 1 中国からの航空便について、「機内アナウンス」を実施
- 2 中国からの航空便について、体調不良の際に検疫官に申し出ることや国内滞在中の留意事項について記載した「健康カード」を機内で配布

各検疫所においても、各航空会社に対して、以下の事項について調整の上、対応するようお願いします。

- 1 中国からの航空便に「機内アナウンス」を実施していただくよう依頼

2 各検疫所で健康カードを印刷し、中国からの航空便に健康カードを搭載して乗客に配布していただけるよう依頼

なお、当面の間、航空機に健康カードが搭載されていない場合には、航空会社と協議の上、機側等において、健康カードの配布をお願いします。

また、サーモグラフィー等による体温の確認、ポスターを用いた自己申告の呼びかけ等については、現状の検疫体制のとおり、検疫検査場において実施し、自己申告があつた場合は、以下の事項の対応をお願いします。

1 咳や発熱等の症状がある者を確認した場合、過去 14 日以内の武漢市の滞在歴の有無、感染患者との接触歴の有無の確認

2 該当者に対して情報の聴取

- ・氏名、年齢、国籍
- ・連絡先（携帯電話番号、メールアドレスなど）
- ・座席番号
- ・日本国内の滞在日程（宿泊先など）
- ・同行者の有無（人数）
- ・日本出国予定日、搭乗予定便
- ・該当者と会話が可能な言語

※情報は検疫所業務管理室にメールで送付

3 該当した場合は、健康カードを示しながら、医療機関への受診を勧奨し、医療機関を受診する際は、事前に渡航歴を伝え、サージカルマスクを着用のうえ受診するよう説明

なお、職員の感染対策について、健康カードの手交はサージカルマスクを着用し、疑いがある者を対応する際は、サージカルマスクを含めた標準予防策の実施をお願いします。

事務連絡  
令和2年1月24日

各検疫所 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

厚生労働省医薬・生活衛生局  
生活衛生・食品安全企画課  
検疫所業務管理室

新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に係る検疫対応について

新型コロナウイルスに関連した感染症については、中華人民共和国湖北省武漢市や日本国内における感染者の発生を受けて、水際対策を着実に実施するため、「新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に係る検疫対応について」（令和2年1月23日付け事務連絡）により、検疫対応をお願いしているところです。

航空会社に対して、中国からの航空便における機内アナウンスの実施及び健康カードの配布について協力を依頼し、中国からの客船（貨客船を含む）についても、関係機関に対して、航空機と同様に船内アナウンスの実施及び健康カードの配布についての協力を依頼しております。また、出入国在留管理庁に対して、出国審査場等におけるポスターの掲示について協力を依頼しているところです。

各検疫所においても、以下の事項について調整の上、対応するようお願いします。

航空会社及び船舶代理店（以下「航空会社等」という）に対して、

- 1 中国からの航空便、客船において機内・船内アナウンスを実施することを依頼
- 2 各検疫所で健康カードを印刷し、中国からの航空便、客船において健康カードを乗客に配布することを依頼

なお、当面の間、航空機、客船に健康カードが搭載されていない場合には、航空会社等と協議の上、機側等において、健康カードの配布をお願いします。

## 出入国在留管理局に対して

- 1 各検疫所で別添のポスターを印刷し、出国審査場等に掲示していただくことを依頼

また、サーモグラフィー等による体温の確認、ポスターを用いた自己申告の呼びかけ等については、現状の検疫体制のとおり、検疫検査場において実施し、自己申告があった場合は、以下のとおり対応し、速やかにその結果を別添様式にて検疫所業務管理室にメールで送付いただきますようお願いします。

- 1 咳や発熱等の症状がある者を確認した場合、過去14日以内の武漢市の滞在歴の有無、感染患者との接触歴の有無の確認
- 2 1の滞在歴又は接触歴を有する者に対して次に掲げる事項を聴取
  - ・氏名、年齢、国籍
  - ・連絡先（携帯電話番号、メールアドレスなど）
  - ・座席番号
  - ・日本国内の滞在日程（宿泊先など）
  - ・同行者の有無（人数）
  - ・日本出国予定日、搭乗予定便
  - ・会話が可能な言語
- 3 1の滞在歴又は接触歴を有する者に対しては、健康カードを示しながら、医療機関への受診を勧奨し、医療機関を受診する際は、事前に渡航歴を伝え、サージカルマスクを着用のうえ受診するよう説明

なお、職員の感染対策について、健康カードの手交はサージカルマスクを着用し、感染の疑いがある者に対応する際は、サージカルマスクを含めた標準予防策の実施をお願いします。

事務連絡  
令和2年2月1日

各検疫所 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

厚生労働省医薬・生活衛生局  
生活衛生・食品安全企画課  
検疫所業務管理室

新型コロナウイルス感染症への検疫対応に際しての  
14日以内の発生国滞在歴に関する確認について

新型コロナウイルス感染症については、中華人民共和国湖北省武漢市や日本国内における感染者の発生を受けて、水際対策を着実に実施するため、「新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に係る検疫対応について」（令和2年1月24日付け事務連絡）により、検疫対応をお願いしているところです。

出入国在留管理庁に対して、各地方出入国在留管理局に、中華人民共和国からの航空機、客船（貨客船を含む）について、「青い紙」、「赤い紙」を所持していない場合には、検疫所における確認を受けていないため、検疫所に差し戻されます。また、「青い紙」を所持している場合には、過去14日以内に湖北省に滞在したかどうかを尋ね、滞在歴がないことを確認し、滞在歴がある場合には、検疫所に差し戻していただくことについて協力依頼（別添参照）をお願いしたところです。

検疫所においては、中華人民共和国からの航空機、客船（貨客船を含む）について、別添の「滞在歴質問ボード（検疫ブース用）」を示し、過去14日以内の湖北省滞在歴を確認し、滞在歴がない場合においては、「青い紙」を配布し、滞在歴又は発熱等の疑いがある者を確認した場合においては「赤い紙」を配布した上で、質問票を用いて詳細に症状等を確認するようお願いいたします。

なお、湖北省滞在歴がある者については、健康状態のフォローアップを実施することとなりますので、質問票について、検疫所業務管理室へ送付願います。

また、湖北省滞在歴があり、症状を有する者を発見した場合においては、速やかに検疫所業務管理室へ連絡願います。

事務連絡  
令和2年3月7日

各検疫所 御中

健康局結核感染症課

医薬・生活衛生局  
生活衛生・食品安全企画課  
検疫所業務管理室

#### 新型コロナウイルス感染症発生国からの検疫対応について

新型コロナウイルス感染症については、「新型コロナウイルス感染症への検疫対応に際しての質問票の取り扱いについて（流行地域の追加）」（令和2年3月6日付け事務連絡、以下「3月6日付け事務連絡」という。）により、中華人民共和国（湖北省、浙江省）、大韓民国（大邱広域市、慶尚北道清道郡、慶山市、安東市、永川市、漆谷郡、義城郡、星州郡、軍威郡）、イラン（テヘラン州、コム州、ギーラーン州）からの渡航者について検疫対応をお願いしているところです。

引き続き、3月6日付け事務連絡による対応に加え、今般、新型コロナウイルス感染症の感染が世界的に拡大している現下の状況を踏まえて、水際対策の抜本的強化に向けた更なる施策を関係省庁が連携して実施することとし、当面の間、「中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に対する水際対策の抜本的強化に向けた新たな政府の取組について（検疫強化）」（令和2年3月6日閣議了解）のとおり対応することとなりましたので、令和2年3月9日午前0時（日本時間）より下記のとおり対応をお願いいたします。

#### 記

1. 中華人民共和国又は大韓民国から来航する航空機又は船舶に搭乗又は乗船していた者については、検疫法第34条の規定に基づく政令（令和2年政令第28号）において準用する同法第14条第1項第1号に規定する隔離又は同項第2号に規定する停留を必要なものに行うこと。
2. 中華人民共和国又は大韓民国から来航する航空機又は船舶に搭乗又は乗船していた者については、検疫所長が指定する場所において14日間待機し、国内において公共交通機関を使用しないことを要請すること。

3. 2. の要請は、健康カードにより行い、以下の確認等を行うこと。

ア) 健康カードの滞在先について記載があり、質問票の滞在先と相違ないことを確認し、右下のチェック欄に署名を行うこと。

イ) 質問票の表面右下にある滞在先について、自宅、その他（宿泊施設等）であるかのチェックを確認し、検疫所長が指定する場所<sup>\*1</sup>において 14 日間待機し、公共交通機関<sup>\*2</sup>を使用しないこと及び公共交通機関を使用しないことを要請すること。

また、宿泊先が決まっていない者については、検疫所が適当な宿泊施設を紹介すること。

※1 公共交通機関を使用しないことを前提として、国内に居所がある者は待機場所を自宅にすることができる。また、ホテルを予約している者も同様の扱いとすることができる。

※2 公共交通機関とは、不特定多数が利用する電車、乗り合いバス、タクシー等

4. 中華人民共和国、大韓民国又はイランを 14 日間以内に出発して、第三国を経由して到着する者については、ポスターによる呼びかけ等により、自己申告を促し、3月6日付け事務連絡による対応に加え、中華人民共和国又は大韓民国を 14 日間以内に出発して到着した者については、質問票を徴収し、2. 3. と同様に対応すること。

水際対策の抜本的強化に関する Q&A（令和2年3月7日時点版）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/covid19\\_qa\\_kanrenkigyou\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19_qa_kanrenkigyou_00001.html)

以上

事務連絡  
令和2年3月20日

各検疫所 御中

健康局結核感染症課

医薬・生活衛生局  
生活衛生・食品安全企画課  
検疫所業務管理室

#### 新型コロナウイルス感染症発生国からの検疫対応について

新型コロナウイルス感染症については、「新型コロナウイルス感染症発生国からの検疫対応について」(令和2年3月7日付け事務連絡、以下「3月7日付け事務連絡」という。)により、検疫対応をお願いしているところです。

引き続き、3月7日付け事務連絡による対応に加え、今般、新型コロナウイルス感染症の感染が世界的に拡大している現下の状況を踏まえて、水際対策の抜本的強化に向けた更なる施策を関係省庁が連携して実施することとし、当面の間、「中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について（検疫の強化）」(令和2年3月19日閣議了解)のとおり対応することとなりましたので、令和2年3月21日午前0時（日本時間）より下記のとおり対応をお願いいたします。

#### 記

1. 中華人民共和国、大韓民国、ヨーロッパ諸国※、イラン及びエジプトから来航する航空機又は船舶に搭乗又は乗船していた者については、検疫法第34条の規定に基づく政令(令和2年政令第28号)において準用する同法第14条第1項第1号に規定する隔離又は同項第2号に規定する停留を必要なものに行うこと。

※ シェンゲン協定加盟国（アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク）、アイルランド、アンドラ、英國、キプロス、クロアチア、サンマリノ、バチカン、ブルガリア、モナコ、ルーマニアの全域

2. 中華人民共和国、大韓民国、ヨーロッパ諸国、イラン及びエジプトから来航する航空機又は船舶に搭乗又は乗船していた者については、検疫所長が指定する場所において 14

日間待機し、国内において公共交通機関を使用しないことを要請すること。

3. 2. の要請は、健康カードにより行い、以下の確認等を行うこと。

ア) 健康カードの滞在先について記載があり、質問票の滞在先と相違ないことを確認し、右下のチェック欄に署名を行うこと。

イ) 質問票の表面右下にある滞在先について、自宅、その他（宿泊施設等）であるかのチェックを確認し、検疫所長が指定する場所<sup>\*1</sup>において 14 日間待機し、公共交通機関<sup>\*2</sup>を使用しないこと及び公共交通機関を使用しないことを要請すること。

また、宿泊先が決まっていない者については、宿泊施設を確保するよううながすこと。

※ 1 公共交通機関を使用しないことを前提として、国内に居所がある者は待機場所を自宅にすることができる。また、ホテルを予約している者も同様の扱いとすることができる。

※ 2 公共交通機関とは、不特定多数が利用する電車、バス、タクシー等

4. 中華人民共和国、大韓民国、ヨーロッパ諸国、イラン及びエジプトを 14 日間以内に出発して、第三国を経由して到着する者については、ポスターによる呼びかけ等により、自己申告を促し、3 月 7 日付け事務連絡による対応に加え、中華人民共和国、大韓民国、ヨーロッパ諸国、イラン及びエジプトを 14 日間以内に出発して到着した者については、質問票を徴収し、2. 3. と同様に対応すること。

中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について（検疫の強化）（3月19日閣議了解）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000610602.pdf>

水際対策の抜本的強化に関する Q&A（令和2年3月19日時点版）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/covid19\\_qa\\_kanren\\_kigyou\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19_qa_kanren_kigyou_00001.html)

検疫強化に関する発生国ごとの取り扱いについて（別紙）

以上

## 検疫強化に関する発生国ごとの取り扱いについて

今回の検疫強化の変更による、発生国ごとの検疫対応は以下のとおりです。

### ●中国、韓国、ヨーロッパ諸国、イラン及びエジプト

	PCR 検査	隔離・停留、待機・公共交通機関の利用
流行地域	有症者 濃厚接触者※ → 実施  ※状況に応じて実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ PCR 検査結果           <ul style="list-style-type: none"> <li>・陽性 → 隔離・停留(入院)【検疫法に基づく措置】</li> <li>・陰性 → 検疫所長の指定する場所で 14 日間待機 公共交通機関の利用不可(要請)</li> </ul> </li> <li>✓ 全員が 14 日間の健康フォローアップの対象</li> </ul>
	無症者 → 実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ PCR 検査判明まで自宅待機可(公共交通機関を利用しないよう強く説明)</li> <li>✓ PCR 検査結果           <ul style="list-style-type: none"> <li>・陽性 → 隔離・停留(入院)【検疫法に基づく措置】</li> <li>・陰性 → 検疫所長の指定する場所で 14 日間待機 公共交通機関の利用不可(要請)</li> </ul> </li> <li>✓ 全員が 14 日間の健康フォローアップの対象</li> </ul>
流行地域以外	有症者 濃厚接触者※ → 実施  ※状況に応じて実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ PCR 検査結果           <ul style="list-style-type: none"> <li>・陽性 → 隔離・停留(入院)【検疫法に基づく措置】</li> <li>・陰性 → 検疫所長の指定する場所で 14 日間待機 公共交通機関の利用不可(要請)</li> </ul> </li> <li>✓ 全員が 14 日間の健康フォローアップの対象</li> </ul>
	無症者 → 実施せず	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 検疫所長の指定する場所で 14 日間待機</li> <li>✓ 公共交通機関の利用不可(要請)</li> </ul>

### ●上記以外の国

	PCR 検査	隔離・停留、待機・公共交通機関の利用
	有症者※ 濃厚接触者※ → 実施  ※状況に応じて実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ PCR 検査結果           <ul style="list-style-type: none"> <li>・陽性 → 隔離・停留(入院)【検疫法に基づく措置】</li> <li>・陰性 → なし</li> </ul> </li> </ul>
	無症者 → 実施せず	なし

事務連絡  
令和2年3月18日  
(最終改訂 令和2年3月20日)

各検疫所 御中

検疫所業務管理室

新型コロナウイルス感染症への検疫対応に際しての質問票の取り扱いについて  
(流行地域の追加)

新型コロナウイルス感染症については、中華人民共和国湖北省武漢市や日本国内における感染者の発生を受けて、質問票の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症への検疫対応に際しての質問票の取り扱いについて（一部追記）」（令和2年3月12日付け事務連絡）により、検疫対応をお願いしているところです。

今般、以下の地域（下線の地域）における患者の感染拡大状況を踏まえ、当該地域についても過去14日間の滞在歴を確認することとし、（以下、「流行地域」という。）滞在歴がある者について、健康状態のフォローアップを実施することとなりますので、対象者の質問票について検疫所業務管理室に送付いただくとともに、「新型コロナウイルス感染症に関する都道府県等と厚生労働省健康フォローアップセンターの連携について」（令和2年2月18日付け事務連絡）に基づき対応いただきますようお願いします。

なお、過去14日間以内に流行地域に滞在歴があり、症状を有する者を発見した場合においては、速やかに検疫所業務管理室へ連絡願います。

【流行地域】

中華人民共和国	湖北省及び浙江省
大韓民国	大邱広域市、慶尚北道清道郡、慶山市、安東市、永川市、漆谷郡、義城郡、星州郡及び軍威郡
イラン・イスラム共和国	ギーラーン州、コム州、テヘラン州、アルボルズ州、イスファハン州、ガズヴィーン州、ゴレスタン州、セムナーン州、マーザンダラン州、マルキヤズィ州及びロレスタン州
イタリア共和国	ロンバルディア州、ヴェネト州、エミリア＝ロマーニャ州、マルケ州、ピエモンテ州、 <u>ヴァッレ・ダオスタ州</u> 、トレンティーノ＝アルト・アディジエ州、フリウリ＝ヴェネツィア・ジュリア州及びリグリア州

<u>スイス連邦</u>	ティチーノ州及びバーゼル＝シュタット準州
<u>スペイン王国</u>	ナバラ州、バスク州、マドリード州及びラ・リオハ州
<u>アイスランド共和国</u>	全ての地域
<u>サンマリノ共和国</u>	全ての地域

また、各検疫所におかれましては、令和2年3月19日午前0時（日本時間）以降に外国を出発し、本邦に来航する便を対象に、下記事項に留意し、適正かつ確実に実施いただきますようお願いします。

#### 記

1. 質問票は両面赤黒コピーA4 サイズにて印刷すること。
2. 検疫所は、流行地域からの直行便について、印刷した質問票を機内（船内）に事前に搭載するように依頼し、機内（船内）において、乗客の降機（下船）前に記入するよう合わせて依頼すること。また、流行地域からの直行便が存在しない場合、ポスター等を用いて入国者に対して、注意喚起を行い、自己申告を促すこととする。なお、流行地域に滞在歴のある者からの自己申告があり、過去14日以内に滞在していたか確認された場合は、質問票を記入させること。
3. 2. の搭載対応が難しい場合、検疫官が直接、質問票を配布、記入させ、徴集すること。  
なお質問票を搭載できるまでの間は、検疫ブースにおいて流行地域への滞在について指さしボード等による確認を実施すること。
4. 2. 又は3. で記入された質問票については、検疫ブースもしくは機内（船内）において検疫官が内容を確認のうえ、流行地域の滞在歴の有無を確認すること。その結果、過去14日以内に流行地域に滞在歴がある者においては「赤い紙」を配布すること。過去14日以内に流行地域に滞在歴がない者においては「青い紙」を配布すること。
5. 「赤い紙」を配布した者については、検査を実施するとともに、必要な措置を講ずること。なお、検査結果が判明するまでは検疫所長が指定した場所に留まるように要請すること。
6. 「赤い紙」を配布した者については、健康フォローアップについて「新型コロナウイルス感染症に関する都道府県等と厚生労働省健康フォローアップセンターの連携について」（令和2年2月18日付け事務連絡）に基づき対応するとともに、「中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について」（令和2年3月19日付閣議了解）と同様に検疫所長が指定する場所において14日間待機し、公共交通機関を使用しないことを要請すること。

以上

事務連絡  
令和2年3月26日

各検疫所 御中

健康局結核感染症課

医薬・生活衛生局  
生活衛生・食品安全企画課  
検疫所業務管理室

新型コロナウイルス感染症発生国からの検疫対応について  
(東南アジア等の追加)

新型コロナウイルス感染症については、「新型コロナウイルス感染症発生国からの検疫対応について」(令和2年3月25日付け事務連絡、以下「3月25日付け事務連絡」という。)により、検疫対応をお願いしているところです。

引き続き、3月25日付け事務連絡による対応に加え、今般、新型コロナウイルス感染症の感染が世界的に拡大している現下の状況を踏まえて、水際対策の抜本的強化に向けた更なる施策を関係省庁が連携して実施することとし、当面の間、新型コロナウイルス感染症対策本部（第23回）（令和2年3月26日）資料2. 検疫の強化のとおり一部地域を追加して対応することとなりましたので、令和2年3月28日午前0時（日本時間）より下記のとおり対応をお願いいたします。

記

1. 中華人民共和国、大韓民国、東南アジア7か国<sup>\*1</sup>、ヨーロッパ諸国<sup>\*2</sup>、イスラエル、イラン、カタール、バーレーン、エジプト、コンゴ民主共和国、及び米国全域から来航する航空機又は船舶に搭乗又は乗船していた者については、検疫法第34条の規定に基づく政令（令和2年政令第28号）において準用する同法第14条第1項第1号に規定する隔離又は同項第2号に規定する停留を必要なものに行う。

※1 インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア

※2 シェンゲン協定加盟国（アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、

ルクセンブルク)、アイルランド、アンドラ、英国、キプロス、クロアチア、サンマリノ、バチカン、ブルガリア、モナコ、ルーマニアの全域

2. 中華人民共和国、大韓民国、東南アジア7か国、ヨーロッパ諸国、イスラエル、イラン、カタール、バーレーン、エジプト、コンゴ民主共和国及び米国全域から来航する航空機又は船舶に搭乗又は乗船していた者については、検疫所長が指定する場所において14日間待機し、国内において公共交通機関を使用しないことを要請すること。

3. 2. の要請は、健康カードにより行い、以下の確認等を行うこと。

ア) 健康カードの滞在先について記載があり、質問票の滞在先と相違ないことを確認し、右下のチェック欄に署名を行うこと。

イ) 質問票の表面右下にある滞在先について、自宅、その他（宿泊施設等）であるかのチェックを確認し、検疫所長が指定する場所<sup>\*1</sup>において14日間待機し、公共交通機関<sup>\*2</sup>を使用しないこと及び公共交通機関を使用しないことを要請すること。

また、宿泊先が決まっていない者については、宿泊施設を確保するよう促すこと。

※1 公共交通機関を使用しないことを前提として、国内に居所がある者は待機場所を自宅にすることができる。また、ホテルを予約している者も同様の扱いとすることができる。

※2 公共交通機関とは、不特定多数が利用する電車、バス、タクシー、航空機（国内線）等

4. 中華人民共和国、大韓民国、東南アジア7か国、ヨーロッパ諸国、イスラエル、イラン、カタール、バーレーン、エジプト、コンゴ民主共和国及び米国全域を14日間以内に出発して、第三国を経由して到着する者については、ポスターによる呼びかけ等により、自己申告を促し、滞在歴が確認できた者については、質問票を徴収し、2. 3. と同様に対応すること。

#### 検疫強化に関する発生国ごとの取り扱いについて（別紙）

新型コロナウイルス感染症対策本部（第23回）

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel\\_coronavirus/th\\_siryou/sidai\\_r020326.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/sidai_r020326.pdf)

水際対策の抜本的強化に関するQ&A（令和2年3月24日時点版）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/covid19\\_qa\\_kanren\\_kigyou\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19_qa_kanren_kigyou_00001.html)

以上

## 検疫強化に関する発生国ごとの取り扱いについて

今回の検疫強化の変更による、発生国ごとの検疫対応は以下のとおりです。

- 中国、韓国、ヨーロッパ諸国（アイルランド、アンドラ、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロベニア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、フランス、ベルギー、ポルトガル、マルタ、モナコ、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、アイスランド、サンマリノ）、イラン

	PCR 検査	隔離・停留、待機・公共交通機関の利用
流行地域	有症者 濃厚接触者※ → 実施  ※状況に応じて実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ PCR 検査結果           <ul style="list-style-type: none"> <li>・陽性 → 隔離【検疫法に基づく措置】</li> <li>・陰性 → 検疫所長の指定する場所で 14 日間待機 公共交通機関の利用不可(要請)</li> </ul> </li> <li>✓ 全員が 14 日間の健康フォローアップの対象</li> </ul>
	無症者 → 実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ PCR 検査判明まで自宅待機可(公共交通機関を利用しないよう強く説明)</li> <li>✓ PCR 検査結果           <ul style="list-style-type: none"> <li>・陽性 → 隔離・停留(入院)【検疫法に基づく措置】</li> <li>・陰性 → 検疫所長の指定する場所で 14 日間待機 公共交通機関の利用不可(要請)</li> </ul> </li> <li>✓ 全員が 14 日間の健康フォローアップの対象</li> </ul>
流行地域以外	有症者 濃厚接触者※ → 実施  ※状況に応じて実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ PCR 検査結果           <ul style="list-style-type: none"> <li>・陽性 → 隔離【検疫法に基づく措置】</li> <li>・陰性 → 検疫所長の指定する場所で 14 日間待機 公共交通機関の利用不可(要請)</li> </ul> </li> <li>✓ 全員が 14 日間の健康フォローアップの対象</li> </ul>
	無症者 → 実施せず	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 検疫所長の指定する場所で 14 日間待機</li> <li>✓ 公共交通機関の利用不可(要請)</li> </ul>

### ●上記以外の国

	PCR 検査	隔離・停留、待機・公共交通機関の利用
	有症者※ 濃厚接触者※ → 実施  ※状況に応じて実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ PCR 検査結果           <ul style="list-style-type: none"> <li>・陽性 → 隔離【検疫法に基づく措置】</li> <li>・陰性 → なし</li> </ul> </li> </ul>
	無症者 → 実施せず	なし

事務連絡  
令和2年4月2日

各検疫所 御中

健康局結核感染症課

医薬・生活衛生局  
生活衛生・食品安全企画課  
検疫所業務管理室

新型コロナウイルス感染症発生国からの入国者に対する  
検疫対応について（流行地域の追加）

新型コロナウイルス感染症については、「新型コロナウイルス感染症への検疫対応に際しての質問票の取り扱いについて（流行地域の追加）」（令和2年3月26日付け事務連絡、以下「検査実施等事務連絡」という。）及び「新型コロナウイルス感染症発生国からの検疫対応について（東南アジア等の追加）」（令和2年3月26日付け事務連絡、以下「待機要請等事務連絡」という。）等により、検疫対応をお願いしているところです。

今般、「中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について」（令和2年4月1日付け国家安全保障会議決定）を踏まえ、検査実施等事務連絡及び待機要請等事務連絡の内容を整理し、令和2年4月3日午前0時（日本時間）以降に本邦に到着する航空機又は船舶について、下記のとおり対応を行うこととなりましたので、御了知の上、対応に遺漏なきようお願いします。

記

1. 別紙1の（※1）「入管法に基づく入国制限対象地域」については、以下の通り質問票の回収、検査、フォローアップ等を行うこと。質問票については以下のとおり取扱うこと。
  - ア) 質問票は両面赤黒コピーA4サイズにて印刷すること。
    - イ) 検疫所は、入管法に基づく入国制限対象地域からの直行便について、印刷した質問票を機内（船内）に事前に搭載するよう依頼し、機内（船内）において、乗客の降機（下船）前に記入するよう合わせて依頼すること。また、流行地域からの直行便が存在しない場合、ポスター等を用いて入国者に対して、注意喚起を行い、自己申告を促すこととする。なお、流行地域に滞在歴のある者からの自己申告があり、過去14日以内に滞在していたか確認された場合は、質問票を記入させること。
    - ウ) イ) の搭載対応が難しい場合、検疫官が直接、質問票を配布、記入させ、徴集すること。なお質問票を搭載できるまでの間は、検疫ブースにおいて流行地域への滞在につ

いて指さしボード等による確認を実施すること。

- エ) イ) 又はウ) で記入された質問票については、検疫ブースもしくは機内（船内）において検疫官が内容を確認のうえ、流行地域の滞在歴の有無を確認すること。その結果、過去 14 日以内に流行地域に滞在歴がある者においては「赤い紙」を配布すること。  
過去 14 日以内に流行地域に滞在歴がない者においては「青い紙」を配布すること。
- オ) 「赤い紙」を配布した者については、検査を実施するとともに、必要な措置を講ずること。なお、検査結果が判明するまでは検疫所長が指定した施設等に留まるように要請すること。
- カ) 「赤い紙」を配布した者については、健康フォローアップについて「新型コロナウイルス感染症に関する都道府県等と厚生労働省健康フォローアップセンターの連携について」（令和 2 年 2 月 18 日付け事務連絡、令和 2 年 3 月 20 日最終改正）に基づき対応するとともに、「中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について」（令和 2 年 3 月 19 日付閣議了解）と同様に検疫所長が指定した施設等において 14 日間待機し、当該期間中に公共交通機関を使用しないことを要請すること。

2. 別紙 1 の（※1）「入管法に基づく入国制限対象地域」、（※2）「検疫強化対象地域」に記載の国、地域から来航する航空機又は船舶に搭乗又は乗船していた者について、検疫法第 34 条の規定に基づく政令（令和 2 年政令第 28 号）において準用する同法第 14 条第 1 項第 1 号に規定する隔離又は同項第 2 号に規定する停留を必要なものに行うほか、検疫所長が指定する場所において 14 日間待機し、当該期間中に国内において公共交通機関を使用しないことを要請すること。

3. 2. の要請は、健康カードにより行い、以下の確認等を行うこと。

- ア) 健康カードの滞在先について記載があり、質問票の滞在先と相違ないことを確認し、右下のチェック欄に検疫官が署名を行うこと。
- イ) 質問票の表面右下にある滞在先について、自宅、その他（宿泊施設等）であるかのチェックを確認し、検疫所長が指定した施設等<sup>\*1</sup>において 14 日間待機し、当該期間中に公共交通機関<sup>\*2</sup>を使用しないことを要請すること。  
また、宿泊先が決まっていない者については、宿泊施設を確保するよう促すこと。
  - \* 1 公共交通機関を使用しない場合、国内に居所がある者は待機場所を自宅にすることができる。また、ホテルを予約している者も同様の扱いとすることができる。
  - \* 2 公共交通機関とは、不特定多数が利用する鉄道、バス、タクシー、航空機（国内線）、旅客船等を指す。

4. 流行地域を過去 14 日間以内に出発して、第三国を経由して到着する者については、ポスターによる呼びかけ等により、自己申告を促し、滞在歴が確認できた者については、質問票を徴収し、2. 3. と同様に対応すること。

5. 上記の対応により、滞在歴が確認できた場合は、健康状態のフォローアップを実施することとなるので、対象者の質問票を検疫所業務管理室に送付すること。なお、過去 14 日間以内に流行地域に滞在歴があり、症状を有する者を発見した場合においては、速やかに検疫所業務管理室へ連絡すること。

(別紙 1)

検疫強化に関する発生国ごとの取り扱いについて（別紙 2）

新型コロナウイルス感染症対策本部（第 25 回）

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel\\_coronavirus/th\\_siryou/sidai\\_r020401.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/sidai_r020401.pdf)

水際対策の抜本的強化に関する Q&A（令和 2 年 4 月 2 日時点版）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/covid19\\_qa\\_kanren\\_kigyou\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19_qa_kanren_kigyou_00001.html)

以上

(※1) 入管法に基づく入国制限対象地域  
 (外務省による感染症危険情報レベル3)

東アジア	中国（香港、マカオ含む）、台湾、韓国
東南アジア	インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア
ヨーロッパ	サンマリノ、アイスランド、アンドラ、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、スイス、スペイン、スロベニア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、フランス、ベルギー、マルタ、モナコ、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、アイルランド、スウェーデン、ポルトガル、ギリシャ、スロバキア、チェコ、ハンガリー、フィンランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ラトビア、リトアニア、英國、キプロス、クロアチア、コソボ、ブルガリア、ルーマニア、アルバニア、アルメニア、モルドバ、モンテネグロ、北マケドニア、セルビア
中東	イラン、イスラエル、トルコ、バーレーン
アフリカ	エジプト、コードジボワール、コンゴ民主共和国、モーリシャス、モロッコ
北米	米国、カナダ
中南米	エクアドル、チリ、ドミニカ国、パナマ、ブラジル、ボリビア
大洋州	オーストラリア、ニュージーランド

(※2) 検疫強化対象地域  
 (外務省による感染症危険情報レベル2)

※1以外の全ての国と地域

## 検疫強化に関する発生国ごとの取り扱いについて

今回の検疫強化の変更による、発生国ごとの検疫対応は以下のとおり。

- 東アジア（中国（香港、マカオ含む）、台湾、韓国）、東南アジア（インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア）、ヨーロッパ（サンマリノ、アイスランド、アンドラ、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、スイス、スペイン、スロベニア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、フランス、ベルギー、マルタ、モナコ、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、アイルランド、スウェーデン、ポルトガル、ギリシャ、スロバキア、チェコ、ハンガリー、フィンランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ラトビア、リトアニア、英國、キプロス、クロアチア、コソボ、ブルガリア、ルーマニア、アルバニア、アルメニア、モルドバ、モンテネグロ、北マケドニア、セルビア）、中東（イラン、イスラエル、トルコ、バーレーン）、アフリカ（エジプト、コードジボワール、コンゴ民主共和国、モーリシャス、モロッコ）、北米（米国、カナダ）、中南米（エクアドル、チリ、ドミニカ国、パナマ、ブラジル、ボリビア）、大洋州（オーストラリア、ニュージーランド）

PCR 検査	隔離、待機・公共交通機関の利用
有症者 → 実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ PCR 検査結果           <ul style="list-style-type: none"> <li>・陽性 → 隔離【検疫法に基づく措置】</li> <li>・陰性 → 検疫所長の指定した施設等で 14 日間待機 公共交通機関の利用不可（要請）</li> </ul> </li> <li>✓ 全員が 14 日間の健康フォローアップの対象</li> </ul>
無症者 → 実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ <u>PCR 検査判明まで自宅等での待機可（公共交通機関を利用しないよう強く説明）</u></li> <li>✓ PCR 検査結果           <ul style="list-style-type: none"> <li>・陽性 → 隔離【検疫法に基づく措置】</li> <li>・陰性 → 検疫所長の指定した施設等で 14 日間待機 公共交通機関の利用不可（要請）</li> </ul> </li> <li>✓ 全員が 14 日間の健康フォローアップの対象</li> </ul>

### ● 上記以外の全ての国及び地域

PCR 検査	隔離、待機・公共交通機関の利用
有症者 → 実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ PCR 検査結果           <ul style="list-style-type: none"> <li>・陽性 → 隔離【検疫法に基づく措置】</li> <li>・陰性 → 検疫所長の指定した施設等で 14 日間待機 公共交通機関の利用不可（要請）</li> </ul> </li> </ul>
無症者 → 実施せず	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 検疫所長の指定した施設等で 14 日間待機</li> <li>✓ 公共交通機関の利用不可（要請）</li> </ul>

事務連絡  
令和2年4月27日

各検疫所 御中

健康局結核感染症課

医薬・生活衛生局  
生活衛生・食品安全企画課  
検疫所業務管理室

新型コロナウイルス感染症発生国からの入国者に対する  
検疫対応について（流行地域の追加）

新型コロナウイルス感染症については、「新型コロナウイルス感染症発生国からの入国者に対する検疫対応について（流行地域の追加）」（令和2年4月2日付け事務連絡）等により、検疫対応をお願いしているところです。

今般、「中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について」（令和2年4月27日付け国家安全保障会議決定）を踏まえ、令和2年4月29日午前0時（日本時間）以降に本邦に到着する航空機又は船舶について、下記のとおり対応を行うこととなりましたので、御了知の上、対応に遺漏なきようお願いします。

記

1. 別紙1の（※1）「入管法に基づく入国制限対象地域」については、以下の通り質問票の回収、検査、フォローアップ等を行うこと。質問票については以下のとおり取扱うこと。
  - ア) 質問票は両面赤黒コピーA4サイズにて印刷すること。
  - イ) 検疫所は、入管法に基づく入国制限対象地域からの直行便について、印刷した質問票を機内（船内）に事前に搭載するよう依頼し、機内（船内）において、乗客の降機（下船）前に記入するよう合わせて依頼すること。また、流行地域からの直行便が存在しない場合、ポスター等を用いて入国者に対して、注意喚起を行い、自己申告を促すこととする。なお、流行地域に滞在歴のある者からの自己申告があり、過去14日以内に滞在していたか確認された場合は、質問票を記入させること。
  - ウ) イ) の搭載対応が難しい場合、検疫官が直接、質問票を配布、記入させ、徴集すること。なお質問票を搭載できるまでの間は、検疫ブースにおいて流行地域への滞在について指さしボード等による確認を実施すること。
  - エ) イ) 又はウ) で記入された質問票については、検疫ブースもしくは機内（船内）において検疫官が内容を確認のうえ、流行地域の滞在歴の有無を確認すること。その結果、

過去 14 日以内に流行地域に滞在歴がある者においては「赤い紙」を配布すること。

過去 14 日以内に流行地域に滞在歴がない者においては「青い紙」を配布すること。

オ) 「赤い紙」を配布した者については、検査を実施するとともに、必要な措置を講ずること。なお、検査結果が判明するまでは検疫所長が指定した施設等に留まるように要請すること。

カ) 「赤い紙」を配布した者については、健康フォローアップについて「新型コロナウイルス感染症に関する都道府県等と厚生労働省健康フォローアップセンターの連携について」(令和2年2月18日付け事務連絡、令和2年4月10日最終改正)に基づき対応するとともに、「中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について」(令和2年3月19日付閣議了解)と同様に検疫所長が指定した施設等において14日間待機し、当該期間中に公共交通機関を使用しないことを要請すること。

2. 別紙1の(※1)「入管法に基づく入国制限対象地域」、(※2)「検疫強化対象地域」に記載の国、地域から来航する航空機又は船舶に搭乗又は乗船していた者について、検疫法第34条の規定に基づく政令(令和2年政令第28号)において準用する同法第14条第1項第1号に規定する隔離又は同項第2号に規定する停留を必要なものに行うほか、検疫所長が指定する場所において14日間待機し、当該期間中に国内において公共交通機関を使用しないことを要請すること。

3. 2. の要請は、健康カードにより行い、以下の確認等を行うこと。

ア) 健康カードの滞在先について記載があり、質問票の滞在先と相違ないことを確認し、右下のチェック欄に検疫官が署名を行うこと。

イ) 質問票の表面右下にある滞在先について、自宅、その他(宿泊施設等)であるかのチェックを確認し、検疫所長が指定した施設等(\*1)において14日間待機し、当該期間中に公共交通機関(\*2)を使用しないことを要請すること。

また、宿泊先が決まっていない者については、宿泊施設を確保するよう促すこと。

\*1 公共交通機関を使用しない場合、国内に居所がある者は待機場所を自宅にすることができる。また、ホテルを予約している者も同様の扱いとすることができる。

\*2 公共交通機関とは、不特定多数が利用する鉄道、バス、タクシー、航空機(国内線)、旅客船等を指す。

4. 流行地域を過去14日間以内に出発して、第三国を経由して到着する者については、ポスターによる呼びかけ等により、自己申告を促し、滞在歴が確認できた者については、質問票を徴収し、2. 3. と同様に対応すること。

5. 上記の対応により、滞在歴が確認できた場合は、健康状態のフォローアップを実施することとなるので、対象者の質問票を検疫所業務管理室に送付すること。なお、過去14日間に流行地域に滞在歴があり、症状を有する者を発見した場合においては、速やかに検疫所業務管理室へ連絡すること。

(別紙 1)

検疫強化に関する発生国ごとの取り扱いについて（別紙 2）

新型コロナウイルス感染症対策本部（第 32 回）

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel\\_coronavirus/th\\_siryou/sidai\\_r020427.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/sidai_r020427.pdf)

水際対策の抜本的強化に関する Q&A（令和 2 年 4 月 13 日時点版）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/covid19\\_qa\\_kanren\\_kigyou\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19_qa_kanren_kigyou_00001.html)

以上

(※1) 入管法に基づく入国制限対象地域  
 (外務省による感染症危険情報レベル3)

東アジア	中国（香港、マカオ含む）、台湾、韓国
東南アジア	インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア
ヨーロッパ	サンマリノ、アイスランド、アンドラ、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、スイス、スペイン、スロベニア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、フランス、ベルギー、マルタ、モナコ、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、アイルランド、スウェーデン、ポルトガル、ギリシャ、スロバキア、チェコ、ハンガリー、フィンランド、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ラトビア、リトアニア、英國、キプロス、クロアチア、コソボ、ブルガリア、ルーマニア、アルバニア、アルメニア、モルドバ、モンテネグロ、北マケドニア、セルビア、ウクライナ、ロシア
中東	アラブ首長国連邦、イラン、イスラエル、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、トルコ、バーレーン
アフリカ	エジプト、コードジボワール、コンゴ民主共和国、ジブチ、モーリシャス、モロッコ
北米	米国、カナダ
中南米	アンティグア・バーブーダ、エクアドル、セントクリストファー・ネービス、チリ、ドミニカ国、ドミニカ共和国、バルバドス、パナマ、ブラジル、ペルー、ボリビア
大洋州	オーストラリア、ニュージーランド

(※2) 検疫強化対象地域  
 (外務省による感染症危険情報レベル2)

※1以外の全ての国と地域

## 検疫強化に関する発生国ごとの取り扱いについて

今回の検疫強化の変更による、発生国ごとの検疫対応は以下のとおり。

- 東アジア（中国（香港、マカオ含む）、台湾、韓国）、東南アジア（インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア）、ヨーロッパ（サンマリノ、アイスランド、アンドラ、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、イス、スペイン、スロベニア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、フランス、ベルギー、マルタ、モナコ、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、アイルランド、スウェーデン、ポルトガル、ギリシャ、スロバキア、チェコ、ハンガリー、フィンランド、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ラトビア、リトアニア、英國、キプロス、クロアチア、コソボ、ブルガリア、ルーマニア、アルバニア、アルメニア、モルドバ、モンテネグロ、北マケドニア、セルビア、ウクライナ、ロシア）、中東（アラブ首長国連邦、イラン、イスラエル、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、トルコ、バーレーン）、アフリカ（エジプト、コードジボワール、コンゴ民主共和国、ジブチ、モーリシャス、モロッコ）、北米（米国、カナダ）、中南米（アンティグア・バーブーダ、エクアドル、セントクリストファー・ネービス、チリ、ドミニカ国、ドミニカ共和国、バルバドス、パナマ、ブラジル、ペルー、ボリビア）、大洋州（オーストラリア、ニュージーランド）の流行地域に過去14日以内に滞在歴がある者

PCR 検査	隔離、停留、待機、公共交通機関の利用
有症者 → 実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ PCR 検査結果           <ul style="list-style-type: none"> <li>・陽性 → 隔離【検疫法に基づく措置】</li> <li>・陰性 → 検疫所長の指定した施設等で14日間待機 公共交通機関の利用不可（要請）</li> </ul> </li> <li>✓ 全員が14日間の健康フォローアップの対象</li> </ul>
無症者 → 実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ <u>PCR 検査判明まで自宅での待機可。（公共交通機関を利用しないよう強く説明）。自宅待機者以外は、検疫所の指定する場所で待機。</u></li> <li>✓ PCR 検査結果           <ul style="list-style-type: none"> <li>・陽性 → 隔離【検疫法に基づく措置】</li> <li>・陰性 → 検疫所長の指定した施設等で14日間待機 公共交通機関の利用不可（要請）</li> </ul> </li> <li>✓ 全員が14日間の健康フォローアップの対象</li> </ul>

- 上記以外の全ての国及び地域から来た船舶または航空機に乗ってきた者

PCR 検査	隔離、停留、待機、公共交通機関の利用
有症者 → 実施 濃厚接触者※ → 実施  ※状況に応じて実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ PCR 検査結果           <ul style="list-style-type: none"> <li>・陽性 → 隔離【検疫法に基づく措置】</li> <li>・陰性 → 検疫所長の指定した施設等で14日間待機 公共交通機関の利用不可（要請）</li> </ul> </li> <li>✓ 全員が14日間の健康フォローアップの対象</li> </ul>
無症者 → 実施せず	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 検疫所長の指定した施設等で14日間待機</li> <li>✓ 公共交通機関の利用不可（要請）</li> </ul>

事務連絡  
令和2年5月14日

各検疫所 御中

健康局結核感染症課

医薬・生活衛生局  
生活衛生・食品安全企画課  
検疫所業務管理室

新型コロナウイルス感染症発生国からの入国者に対する  
検疫対応について（流行地域の追加）

新型コロナウイルス感染症については、「新型コロナウイルス感染症発生国からの入国者に対する検疫対応について（流行地域の追加）」（令和2年4月27日付け事務連絡）等により、検疫対応をお願いしているところです。

今般、「中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について」（令和2年5月14日付け国家安全保障会議決定）を踏まえ、令和2年5月16日午前0時（日本時間）以降に本邦に到着する航空機又は船舶について、下記のとおり対応を行うこととなりましたので、御了知の上、対応に遺漏なきようお願いします。

記

1. 別紙1の（※1）「入管法に基づく入国拒否対象地域」については、以下の通り質問票の回収、検査、フォローアップ等を行うこと。質問票については以下のとおり取扱うこと。
  - ア) 質問票は両面赤黒コピーA4サイズにて印刷すること。
  - イ) 検疫所は、入管法に基づく入国拒否対象地域からの直行便について、印刷した質問票を機内（船内）に事前に搭載するように依頼し、機内（船内）において、乗客の降機（下船）前に記入するよう合わせて依頼すること。また、流行地域からの直行便が存在しない場合、ポスター等を用いて入国者に対して、注意喚起を行い、自己申告を促すこととする。なお、流行地域に滞在歴のある者からの自己申告があり、過去14日以内に滞在していたか確認された場合は、質問票を記入させること。
  - ウ) イ) の搭載対応が難しい場合、検疫官が直接、質問票を配布、記入させ、徴集すること。なお質問票を搭載できるまでの間は、検疫ブースにおいて流行地域への滞在について指さしボード等による確認を実施すること。
  - エ) イ) 又はウ) で記入された質問票については、検疫ブースもしくは機内（船内）において検疫官が内容を確認のうえ、流行地域の滞在歴の有無を確認すること。その結果、

過去 14 日以内に流行地域に滞在歴がある者においては「赤い紙」を配布すること。

過去 14 日以内に流行地域に滞在歴がない者においては「青い紙」を配布すること。

オ) 「赤い紙」を配布した者については、検査を実施するとともに、必要な措置を講ずること。なお、検査結果が判明するまでは検疫所長が指定した施設等に留まるように要請すること。

カ) 「赤い紙」を配布した者については、健康フォローアップについて「新型コロナウイルス感染症に関する都道府県等と厚生労働省健康フォローアップセンターの連携について」（令和 2 年 2 月 18 日付け事務連絡、令和 2 年 4 月 10 日最終改正）に基づき対応するとともに、「中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について」（令和 2 年 3 月 19 日付閣議了解）と同様に検疫所長が指定した施設等において 14 日間待機し、当該期間中に公共交通機関を使用しないことを要請すること。

2. 別紙 1 の（※ 1）「入管法に基づく入国拒否対象地域」、（※ 2）「検疫強化対象地域」に記載の国、地域から来航する航空機又は船舶に搭乗又は乗船していた者について、検疫法第 34 条の規定に基づく政令（令和 2 年政令第 28 号）において準用する同法第 14 条第 1 項第 1 号に規定する隔離又は同項第 2 号に規定する停留を必要なものに行うほか、検疫所長が指定する場所において 14 日間待機し、当該期間中に国内において公共交通機関を使用しないことを要請すること。

3. 2. の要請は、健康カードにより行い、以下の確認等を行うこと。

ア) 健康カードの滞在先について記載があり、質問票の滞在先と相違ないことを確認し、右下のチェック欄に検疫官が署名を行うこと。

イ) 質問票の表面右下にある滞在先について、自宅、その他（宿泊施設等）であるかのチェックを確認し、検疫所長が指定した施設等（＊1）において 14 日間待機し、当該期間中に公共交通機関（＊2）を使用しないことを要請すること。

また、宿泊先が決まっていない者については、宿泊施設を確保するよう促すこと。

\* 1 公共交通機関を使用しない場合、国内に居所がある者は待機場所を自宅にすることができる。また、ホテルを予約している者も同様の扱いとすることができる。

\* 2 公共交通機関とは、不特定多数が利用する鉄道、バス、タクシー、航空機（国内線）、旅客船等を指す。

4. 流行地域を過去 14 日間以内に出発して、第三国を経由して到着する者については、ポスターによる呼びかけ等により、自己申告を促し、滞在歴が確認できた者については、質問票を徴収し、2. 3. と同様に対応すること。

5. 上記の対応により、滞在歴が確認できた場合は、健康状態のフォローアップを実施することとなるので、対象者の質問票を検疫所業務管理室に送付すること。なお、過去 14 日間に流行地域に滞在歴があり、症状を有する者を発見した場合においては、速やかに検疫所業務管理室へ連絡すること。

(別紙1)

検疫強化に関する発生国ごとの取り扱いについて (別紙2)

以上

(※1) 入管法に基づく入国制限対象地域  
 (外務省による感染症危険情報レベル3)

アジア	中国（香港、マカオ含む）、台湾、韓国、インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、モルディブ
ヨーロッパ	サンマリノ、アイスランド、アンドラ、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、スイス、スペイン、スロベニア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、フランス、ベルギー、マルタ、モナコ、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、アイルランド、スウェーデン、ポルトガル、ギリシャ、スロバキア、チェコ、ハンガリー、フィンランド、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ラトビア、リトアニア、英國、キプロス、クロアチア、コソボ、ブルガリア、ルーマニア、アルバニア、アルメニア、モルドバ、モンテネグロ、北マケドニア、セルビア、ウクライナ、ロシア、アゼルバイジャン、カザフスタン
中東	アラブ首長国連邦、イラン、イスラエル、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、トルコ、バーレーン
アフリカ	エジプト、コードジボワール、コンゴ民主共和国、ジブチ、モーリシャス、モロッコ、カーボベルデ、ガボン、ギニアビサウ、サントメ・プリンシペ、赤道ギニア
北米	アメリカ合衆国、カナダ
中南米	アンティグア・バーブーダ、エクアドル、セントクリストファー・ネービス、チリ、ドミニカ国、ドミニカ共和国、バルバドス、パナマ、ブラジル、ペルー、ボリビア、バハマ、メキシコ、ウルグアイ、ホンジュラス、コロンビア
大洋州	オーストラリア、ニュージーランド

(※2) 検疫強化対象地域  
 (外務省による感染症危険情報レベル2)

※1以外の全ての国と地域

## 検疫強化に関する発生国ごとの取り扱いについて

今回の検疫強化の変更による、発生国ごとの検疫対応は以下のとおり。

- アジア（中国（香港、マカオ含む）、台湾、韓国、インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、モルディブ）、ヨーロッパ（サンマリノ、アイスランド、アンドラ、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、スイス、スペイン、スロベニア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、フランス、ベルギー、マルタ、モナコ、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、アイルランド、スウェーデン、ポルトガル、ギリシャ、スロバキア、チェコ、ハンガリー、フィンランド、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ラトビア、リトアニア、英國、キプロス、クロアチア、コソボ、ブルガリア、ルーマニア、アルバニア、アルメニア、モルドバ、モンテネグロ、北マケドニア、セルビア、ウクライナ、ロシア、アゼルバイジャン、カザフスタン）、中東（アラブ首長国連邦、イラン、イスラエル、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、トルコ、バーレーン）、アフリカ（エジプト、コードジボワール、コンゴ民主共和国、ジブチ、モーリシャス、モロッコ、カーボベルデ、ガボン、ギニアビサウ、サントメ・プリンシペ、赤道ギニア）、北米（アメリカ合衆国、カナダ）、中南米（アンティグア・バーブーダ、エクアドル、セントクリストファー・ネービス、チリ、ドミニカ国、ドミニカ共和国、バルバドス、パナマ、ブラジル、ペルー、ボリビア、パハマ、メキシコ、ウルグアイ、ホンジュラス、コロンビア）、大洋州（オーストラリア、ニュージーランド）の流行地域に過去14日以内に滞在歴がある者

PCR 検査	隔離、停留、待機、公共交通機関の利用
有症者 → 実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ PCR 検査結果           <ul style="list-style-type: none"> <li>・陽性 → 隔離【検疫法に基づく措置】</li> <li>・陰性 → 検疫所長の指定した施設等で14日間待機 公共交通機関の利用不可（要請）</li> </ul> </li> <li>✓ 全員が14日間の健康フォローアップの対象</li> </ul>
無症者 → 実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ <u>PCR 検査判明まで自宅での待機可。（公共交通機関を利用しないよう強く説明）。自宅待機者以外は、検疫所の指定する場所で待機。</u></li> <li>✓ PCR 検査結果           <ul style="list-style-type: none"> <li>・陽性 → 隔離【検疫法に基づく措置】</li> <li>・陰性 → 検疫所長の指定した施設等で14日間待機 公共交通機関の利用不可（要請）</li> </ul> </li> <li>✓ 全員が14日間の健康フォローアップの対象</li> </ul>

● 上記以外の全ての国及び地域から来た船舶または航空機に乗ってきた者

PCR 検査	隔離、停留、待機、公共交通機関の利用
有症者 → 実施 濃厚接触者※ → 実施  ※状況に応じて実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ PCR 検査結果           <ul style="list-style-type: none"> <li>・陽性 → 隔離【検疫法に基づく措置】</li> <li>・陰性 → 検疫所長の指定した施設等で14日間待機 公共交通機関の利用不可（要請）</li> </ul> </li> <li>✓ 全員が14日間の健康フォローアップの対象</li> </ul>
無症者 → 実施せず	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 検疫所長の指定した施設等で14日間待機 公共交通機関の利用不可（要請）</li> </ul>

事務連絡  
令和2年5月25日

各検疫所 御中

健康局結核感染症課

医薬・生活衛生局  
生活衛生・食品安全企画課  
検疫所業務管理室

新型コロナウイルス感染症発生国からの入国者に対する  
検疫対応について（流行地域の追加）

新型コロナウイルス感染症については、「新型コロナウイルス感染症発生国からの入国者に対する検疫対応について（流行地域の追加）」（令和2年5月14日付け事務連絡）等により、検疫対応をお願いしているところです。

今般、「中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について」（令和2年5月25日付け国家安全保障会議決定）を踏まえ、令和2年5月27日午前0時（日本時間）以降に本邦に到着する航空機又は船舶について、下記のとおり対応を行うこととなりましたので、御了知の上、対応に遺漏なきようお願いします。

記

1. 別紙1の（※1）「入管法に基づく入国拒否対象地域」については、以下の通り質問票の回収、検査、フォローアップ等を行うこと。質問票については以下のとおり取扱うこと。
  - ア) 質問票は両面赤黒コピーA4サイズにて印刷すること。
  - イ) 検疫所は、入管法に基づく入国拒否対象地域からの直行便について、印刷した質問票を機内（船内）に事前に搭載するよう依頼し、機内（船内）において、乗客の降機（下船）前に記入するよう合わせて依頼すること。また、流行地域からの直行便が存在しない場合、ポスター等を用いて入国者に対して、注意喚起を行い、自己申告を促すこととする。なお、流行地域に滞在歴のある者からの自己申告があり、過去14日以内に滞在していたか確認された場合は、質問票を記入させること。
  - ウ) イ) の搭載対応が難しい場合、検疫官が直接、質問票を配布、記入させ、徴集すること。なお質問票を搭載できるまでの間は、検疫ブースにおいて流行地域への滞在について指さしボード等による確認を実施すること。
  - エ) イ) 又はウ) で記入された質問票については、検疫ブースもしくは機内（船内）において検疫官が内容を確認のうえ、流行地域の滞在歴の有無を確認すること。その結果、

過去 14 日以内に流行地域に滞在歴がある者においては「赤い紙」を配布すること。  
過去 14 日以内に流行地域に滞在歴がない者においては「青い紙」を配布すること。

オ) 「赤い紙」を配布した者については、検査を実施するとともに、必要な措置を講ずること。なお、検査結果が判明するまでは検疫所長が指定した施設等に留まるように要請すること。

カ) 「赤い紙」を配布した者については、健康フォローアップについて「新型コロナウイルス感染症に関する都道府県等と厚生労働省健康フォローアップセンターの連携について」（令和 2 年 2 月 18 日付け事務連絡、令和 2 年 4 月 10 日最終改正）に基づき対応するとともに、「中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について」（令和 2 年 3 月 19 日付閣議了解）と同様に検疫所長が指定した施設等において 14 日間待機し、当該期間中に公共交通機関を使用しないことを要請すること。

2. 別紙 1 の（※1）「入管法に基づく入国拒否対象地域」、（※2）「検疫強化対象地域」に記載の国、地域から来航する航空機又は船舶に搭乗又は乗船していた者について、検疫法第 34 条の規定に基づく政令（令和 2 年政令第 28 号）において準用する同法第 14 条第 1 項第 1 号に規定する隔離又は同項第 2 号に規定する停留を必要なものに行うほか、検疫所長が指定する場所において 14 日間待機し、当該期間中に国内において公共交通機関を使用しないことを要請すること。

3. 2. の要請は、健康カードにより行い、以下の確認等を行うこと。

ア) 健康カードの滞在先について記載があり、質問票の滞在先と相違ないことを確認し、右下のチェック欄に検疫官が署名を行うこと。

イ) 質問票の表面右下にある滞在先について、自宅、その他（宿泊施設等）であるかのチェックを確認し、検疫所長が指定した施設等（＊1）において 14 日間待機し、当該期間中に公共交通機関（＊2）を使用しないことを要請すること。

また、宿泊先が決まっていない者については、宿泊施設を確保するよう促すこと。

\* 1 公共交通機関を使用しない場合、国内に居所がある者は待機場所を自宅にすることができる。また、ホテルを予約している者も同様の扱いとすることができる。

\* 2 公共交通機関とは、不特定多数が利用する鉄道、バス、タクシー、航空機（国内線）、旅客船等を指す。

4. 流行地域を過去 14 日間以内に出発して、第三国を経由して到着する者については、ポスターによる呼びかけ等により、自己申告を促し、滞在歴が確認できた者については、質問票を徴収し、2. 3. と同様に対応すること。

5. 上記の対応により、滞在歴が確認できた場合は、健康状態のフォローアップを実施することとなるので、対象者の質問票を検疫所業務管理室に送付すること。なお、過去 14 日間以内に流行地域に滞在歴があり、症状を有する者を発見した場合においては、速やかに検疫所業務管理室へ連絡すること。

(別紙1)

検疫強化に関する発生国ごとの取り扱いについて (別紙2)

以上

(※1) 入管法に基づく入国制限対象地域  
 (外務省による感染症危険情報レベル3)

アジア	中国（香港、マカオ含む）、台湾、韓国、インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、モルディブ、インド、パキスタン、バングラデシュ
ヨーロッパ	サンマリノ、アイスランド、アンドラ、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、スイス、スペイン、スロベニア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、フランス、ベルギー、マルタ、モナコ、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、アイルランド、スウェーデン、ポルトガル、ギリシャ、スロバキア、チェコ、ハンガリー、フィンランド、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ラトビア、リトアニア、英國、キプロス、クロアチア、コソボ、ブルガリア、ルーマニア、アルバニア、アルメニア、モルドバ、モンテネグロ、北マケドニア、セルビア、ウクライナ、ロシア、アゼルバイジャン、カザフスタン、タジキスタン、キルギス
中東	アラブ首長国連邦、イラン、イスラエル、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、トルコ、バーレーン、アフガニスタン
アフリカ	エジプト、コードジボワール、コンゴ民主共和国、ジブチ、モーリシャス、モロッコ、カーボベルデ、ガボン、ギニアビサウ、サントメ・プリンシペ、赤道ギニア、ガーナ、ギニア、南アフリカ
北米	アメリカ合衆国、カナダ
中南米	アンティグア・バーブーダ、エクアドル、セントクリストファー・ネービス、チリ、ドミニカ国、ドミニカ共和国、バルバドス、パナマ、ブラジル、ペルー、ボリビア、バハマ、メキシコ、ウルグアイ、ホンジュラス、コロンビア、エルサルバドル、アルゼンチン
大洋州	オーストラリア、ニュージーランド

(※2) 検疫強化対象地域  
 (外務省による感染症危険情報レベル2)

※1以外の全ての国と地域

## 検疫強化に関する発生国ごとの取り扱いについて

今回の検疫強化の変更による、発生国ごとの検疫対応は以下のとおり。

- アジア（中国（香港、マカオ含む）、台湾、韓国、インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、モルディブ、インド、パキスタン、バングラデシュ）、ヨーロッパ（サンマリノ、アイスランド、アンドラ、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、スイス、スペイン、スロベニア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、フランス、ベルギー、マルタ、モナコ、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、アイルランド、スウェーデン、ポルトガル、ギリシャ、スロバキア、チェコ、ハンガリー、フィンランド、ペラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ラトビア、リトアニア、英國、キプロス、クロアチア、コソボ、ブルガリア、ルーマニア、アルバニア、アルメニア、モルドバ、モンテネグロ、北マケドニア、セルビア、ウクライナ、ロシア、アゼルバイジャン、カザフスタン、タジキスタン、キルギス）、中東（アラブ首長国連邦、イラン、イスラエル、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、トルコ、バーレーン、アフガニスタン）、アフリカ（エジプト、コードジボワール、コンゴ民主共和国、ジブチ、モーリシャス、モロッコ、カーボベルデ、ガボン、ギニアビサウ、サントメ・プリンシペ、赤道ギニア、ガーナ、ギニア、南アフリカ）、北米（アメリカ合衆国、カナダ）、中南米（アンティグア・バーブーダ、エクアドル、セントクリストファー・ネービス、チリ、ドミニカ国、ドミニカ共和国、バルバドス、パナマ、ブラジル、ペルー、ボリビア、バハマ、メキシコ、ウルグアイ、ホンジュラス、コロンビア、エルサルバドル、アルゼンチン）、大洋州（オーストラリア、ニュージーランド）の流行地域に過去14日以内に滞在歴がある者

PCR 検査	隔離、停留、待機、公共交通機関の利用
有症者 → 実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ PCR 検査結果           <ul style="list-style-type: none"> <li>・陽性 → 隔離【検疫法に基づく措置】</li> <li>・陰性 → 検疫所長の指定した施設等で14日間待機 公共交通機関の利用不可（要請）</li> </ul> </li> <li>✓ 全員が14日間の健康フォローアップの対象</li> </ul>
無症者 → 実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ <u>PCR 検査判明まで自宅での待機可。（公共交通機関を利用しないよう強く説明）。自宅待機者以外は、検疫所の指定する場所で待機。</u></li> <li>✓ PCR 検査結果           <ul style="list-style-type: none"> <li>・陽性 → 隔離【検疫法に基づく措置】</li> <li>・陰性 → 検疫所長の指定した施設等で14日間待機 公共交通機関の利用不可（要請）</li> </ul> </li> <li>✓ 全員が14日間の健康フォローアップの対象</li> </ul>

### ● 上記以外の全ての国及び地域から来た船舶または航空機に乗ってきた者

PCR 検査	隔離、停留、待機、公共交通機関の利用
有症者 → 実施 濃厚接触者※ → 実施  ※状況に応じて実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ PCR 検査結果           <ul style="list-style-type: none"> <li>・陽性 → 隔離【検疫法に基づく措置】</li> <li>・陰性 → 検疫所長の指定した施設等で14日間待機 公共交通機関の利用不可（要請）</li> </ul> </li> <li>✓ 全員が14日間の健康フォローアップの対象</li> </ul>
無症者 → 実施せず	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 検疫所長の指定した施設等で14日間待機</li> <li>✓ 公共交通機関の利用不可（要請）</li> </ul>